

## ◎母体保護法の一部を改正する法律

(平成二二年六月二三日法律第四六号)(参)

### 一、提案理由(平成二二年五月二二日・参議院本会議)

○柳田稔君

(略)

次に、母体保護法の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

現行の母体保護法では、本年七月三十一日までに限り、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の实地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができるところとしておりますが、妊娠、出産等に関する女性の健康支援の観点から、受胎調節の实地指導を効果的に実施できるよう、この期限を延長し、引き続き必要な医薬品を販売できるようにする必要があらります。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、その期限を平成二十七年七月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

す。

以上がこの法律案の趣旨及び内容であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

### 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二二年六月一六日)

○鉢呂吉雄君 ただいま議題となりました母体保護法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の实地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができるよう期限を五年間延長し、平成二十七年七月三十一日までとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る五月十二日本委員会に付託され、本日参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。